

社労士アンケートにおける提案を踏まえた

## 新たな記録回復基準設定に向けた取組みについて

社会保険労務士を対象に本年8月に行ったアンケートにおいては、年金事務所段階で年金記録を回復できるようにするための「新たな記録回復基準」について、多数の御提案が寄せられた。

この結果を参考に、主に、これまで総務省年金記録確認第三者委員会（以下、「第三者委員会」）における個別の調査審議によって「あっせん」とされてきた類型の事案を、年金事務所段階での簡易・迅速な記録回復の対象としうるかという観点から、年金記録回復委員会実務検討会において、年金局、第三者委員会事務局や日本年金機構の意見も聞きながら、御提案の集約・整理を行った上で、数次にわたり議論を行った。以下は、その結果をとりまとめたものである。

### 1. 厚生年金特例法事案について

現在の取扱いでは、厚生年金特例法事案（注）について年金記録を回復するためには、第三者委員会において、事案ごとに個別に調査審議を行い、あっせん案を作成する作業が必要である。

今般、社労士アンケートにおいては、「賞与届出漏れ」や「月末退職事例」といった厚生年金特例法事案にかかる記録回復基準を設けるべきとの御提案を多数いただいたところであり、厚生年金特例法事案について、年金事務所段階において簡易・迅速に記録回復を行うことができるよう、以下の検討を進めている。

（注）年金記録に係る申立てのうち、厚生年金に関する事案（脱退手当金を除く）は、内容により、「厚生年金特例法事案」と「厚生年金本法事案」に分かれ、適用法令が異なる。（別紙参照）

#### （1）年金事務所段階での記録回復が行えるための枠組みの構築

厚生年金特例法事案について、現行の厚生年金特例法の下で、第三者委員会の個別の意見がなくとも年金事務所段階で記録回復ができるような新たな仕組み（素案別添）を設け、申立者の簡易・迅速な記録回復を図りその負担を軽減するため、法的・実務的論点について、年金局と第三者委員会事務局との間で、協議中（内閣法制局は基本的方向性について説明・了解済みである。）。

#### （2）具体的な記録回復基準（未申立従業員への対応を含む）

上記（１）の枠組みの検討と並行して、当該枠組みが導入された際の具体的記録回復基準（第三者委員会の「包括的意見」の内容）について、第三者委員会のこれまでのあっせん事例との整合性や、日本年金機構での事務負担なども踏まえつつ、適用事業所で勤務実態があり保険料が控除されていることが確認できる事案、同一企業グループの中での転勤に伴い厚生年金被保険者期間の空白が生じている事案、賞与の届出漏れがある事案、厚生年金の適用事業所ではなかったが法律上の適用事業所要件を満たしていた事案、第三者委員会のあっせんがあった転勤事案等の元同僚の取扱などについて考え方を整理するたたき台を作成したところであり、今後、「転勤事例」等に係るあっせん事例分析（１１月末頃まで作業が必要）の結果も踏まえ、さらに検討を深める。

## ２．厚生年金法本件事案

厚生年金法本件事案として、標準報酬遡及訂正事案の回復基準３条件のうち、２条件を満たす事案にかかる新たな回復基準設定等について、御提案をいただいた。

- 標準報酬遡及訂正事案に係る回復基準（２条件に該当するもの）  
（対応）

この事案については、サンプル調査の結果、３条件全てに該当する事案と比較すると「年金記録に事実と相違がある」事案の割合が少ないことが判明している。

そのため、２条件に該当することだけをもって記録回復につなげることは不十分であると考えられるが、「２条件該当」に加えて何らかの追加的条件を加えた新たな回復基準の設定を検討することとし、どのような条件を満たせば記録回復につなげることとするのか、第三者委員会で採り上げられた事例の分析（１カ月程度の期間が必要）等を進め、その結果を踏まえて検討を行うこととする。

（参考）「不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6.9 万件）の抽出に用いた記録のうち２条件のみ又は１条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について」

「事案と相違あり」と回答した者の割合

- ・ ２条件のみ該当ケース：１２％（１０５５件中１２９件）
- ・ １条件のみ該当ケース：３％（１１３１件中３９件）

- 事業所が在籍を認め、陸海軍に召集されていたことが軍歴証明書で確認できる場合。  
（対応）

第三者委員会のあっせん事例分析（２～３週間程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

### 3. 国民年金事案

国民年金事案として御提案のあった以下の項目は、第三者委員会におけるこれまでのあっせん事例を踏まえると、いずれも、記録回復基準としうる内容である。

ただし、具体的な基準とする際には、第三者委員会事務室において一定の時間をかけて、あっせん・非あっせん事例の分析を行うことが必要であることや、これまでのあっせん件数が僅少であり、費用対効果が高くないものもあることに留意が必要である。

このため、まずは一定の効果が見込まれる厚生年金特例法事案への対応を優先させることとし、国民年金事案にかかる記録回復基準は、第三者委員会でのあっせん事例分析を依頼した上で、その結果に基づき改めて検討を行うこととしたい。

○ 申立期間について、同居の親族が納付済みの場合  
(対応)

現在の記録回復基準においては、同居親族の納付状況は、すでに「申立期間が1つの場合であって、かつ、申立期間が1年超2年以下である場合」における要件の1つとされている。

このため、同居親族に関して、「申立期間が納付済み」であることに加えて、何らかの要件を追加することにより、申立期間に関する条件を緩和し、より長期間（2年以上）又は複数回の未納についての基準を設けることが可能か、第三者委員会のあっせん事例分析（2～3カ月程度の期間が必要）の結果を踏まえて検討。

○ 払出日が過年度納付できる期間であり、払出日以降未納がないなど一定の条件を満たす場合  
(対応)

第三者委員会のあっせん事例分析（半年程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

○ 納付組織経由で保険料納付が行われていた期間であって、集金人の発行した預かり証を所持しているケース  
(対応)

第三者委員会のあっせん事例分析（1カ月程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

○ 毎年免除申請していたにもかかわらず、途中の期間のみ未納となっている場合  
(対応)

申立期間の数及び長さ等にかかる要件を追加した記録回復基準を策定することについては、第三者委員会事務室からも提案のあったところであるが、こうした基準に該当するこれまでのあっせん事例が僅少（昨年末までの処理事案のうち9件）であるた

め、基準設定による効果を含めて検討する必要がある。

#### 4. 年金事務所段階での記録回復基準以外の検討項目について

いただいた回答の中には、年金事務所段階での記録回復基準そのものに関する御提案以外にも、様々な貴重な御意見をいただいた。このうち、以下のものについて、御意見の趣旨を踏まえ何らかの対応が可能か否かの観点から、年金記録回復委員会実務検討会において検討を行ったものである。

##### (1) 国民年金に関する事項

###### ○ 任意加入期間の未納期間を合算対象期間とする御提案について

かつて国民年金の強制加入被保険者とされていなかった20歳以上の学生期間や被用者年金被保険者の妻（専業主婦等）については、任意加入していなかった期間は合算対象期間とされ、年金受給資格期間に含まれている。

一方、こうした期間中、自ら申し出て任意加入したものの、保険料を納めずに未納となっている期間は、現行法上は合算対象期間（年金受給資格期間）に含まれないこととなるが、この期間について合算対象期間として認めるべきとの御提案があった。

本措置を実施する場合には法改正が必要であり、「未納期間」を遡って「合算対象期間」扱いとすることの法制上及び実務上の論点を踏まえ、引き続き検討が必要である。

###### ○ 申立人の記録回復と共に、配偶者の第3号被保険者期間に影響を及ぼす場合の取り扱いに係る御提案について

同一企業グループの中での転勤に伴い厚生年金被保険者期間の空白が生じている事案（前記1（2）の転勤事案）について、第三者委員会に送付することなく年金事務所段階で記録回復を行うべきとの御提案を多数いただいているが、こうしたケースの中で、空白期間に厚生年金被保険者資格が認められることに伴い、配偶者の第3号被保険者資格に影響を及ぼす場合について、対応が必要になる旨のご提案をいただいた。

現在、同一企業グループ内の転勤があった事案について、第三者委員会での調査審議を踏まえて、厚生年金被保険者資格の確認が行われた場合には、平成20年3月の通知に基づき、その配偶者の被保険者資格について、届出がなくとも、年金事務所において事実を確認した上で、その事実に基づき届出済の第3号被保険者期間に訂正を行うこととされている。

今後、厚生年金特例法事案について、年金事務所段階において被保険者資格に関す

る記録訂正を行うことが可能となった場合には、配偶者の被保険者種別を変更すべき事例が生じると考えられるため、この場合も、配偶者からの種別変更届提出を求めることなく、事実を確認した上で記録訂正を行うことができるよう、通知の整備を行うこととする。

## (2) 厚生年金に関する事項

### ○ 船員保険と厚生年金の加入記録が重複する場合に係る御提案について

現在、厚生年金の被保険者資格が2以上重複する場合には、合算した標準報酬として取り扱っているところであるが、異なる制度である船員保険と厚生年金の期間が重複する場合には、年金額算定上有利な船員保険の記録を優先し、厚生年金保険料について、事業主を通じて還付する扱いとなっている。

その際、事業主がすでに存在していない場合には、厚生年金保険料が還付できないことに対応するため、①厚生年金と船員保険の標準報酬を合算する仕組みを設ける、又は、②被保険者に直接保険料を還付する仕組みを設けることについて、御提案をいただいた。

このうち、①については、すでに廃止された制度である船員保険の給付について、法律改正を行う必要があり、また、現在までに厚生年金保険料が還付された人についても改めて合算して年金を支給し直す必要が生じるなどの難しい論点がある。

一方、②については、事業主が不存在の場合に、本人に直接保険料の還付を行うとの御提案であるが、現行制度上は、保険料の納付義務者は事業主であって、被保険者本人ではない中で、法制上及び運用上どのような対応が可能か、検討を進める必要がある。

## (3) 脱退手当金関係

### ○ 脱退手当金を加算金付きで返納させ、脱退手当金の根拠となった期間を改めて年金の算定基礎とする仕組みの創設の御提案について

脱退手当金は、通算制度がなく制度が分立していた厚生年金制度の発足当初、加入期間が短く、年金受給権が発生しない被保険者に対して、本人が請求した場合に支給するものとして設けられた制度であり、支給後はその期間を被保険者でなかった期間とみなすものとされている。また、現在では経過措置を除いて廃止されている。

脱退手当金を受給された方はこれまで640万人以上おられ、また、年金記録上は脱退手当金を支給されたことになっているが、自らは受け取っていないとして記録回復を求めている方がいる中、受け取った脱退手当金を加算金付きで返還して、年金につなげられるようにするという趣旨の御提案をいただいた。

本措置を実施する場合には、法改正が必要となるが、

- ・ 当時の制度の中で、自らの意思で脱退手当金を選択し、請求した人に、高齢になってから年金への変更を認めることをどう考えるか。
- ・ 財源をどのように確保するか。後からそのような変更を認め、保険料財源や税財源が用いられることに理解がえられるか。

といった問題についての検討が必要と考えられる。

なお、「脱退手当金を請求・受領したことが明らかな方」ではなく、かつて脱退手当金を受領した覚えがないのに、年金記録上「脱退手当金支給済」とされている方（年金記録問題の対象者）への対応策にもなるとして、脱退手当金の返納制度を設ける趣旨の提案もいただいている。年金記録問題の解決に向けて、こうした方への対応は検討課題であるが、そもそも脱退手当金を受領していないと主張している方に対して「受給したはずの脱退手当金について、加算金付きで返納を認める」制度を設けることについて、理解を得られるのか、といった論点がある。

## 5. 上記以外の社労士アンケート御提案項目について

上記以外に社労士アンケートで御提案のあった項目は、

- ・ 当該要件のみでは、実際に申立通りの事実であったと推認することは困難であり、第三者委員会で非あっせんになってしまうような事例が含まれてしまうと考えられる、
- ・ 当該事案に該当するか否かについて、年金事務所段階において定型的に判断するための具体的要件が不明であるか、定型的判断になじまない、

といった理由から、現時点において、年金事務所段階の記録回復基準にそのまま用いることは困難であると整理されたものである。

「厚生年金保険法本事案」と「厚生年金特例法事案」について

|         | 厚生年金保険法本事案   | 厚生年金特例法事案   |
|---------|--|---|
| 対象事案    | <p>○ 被保険者資格の得喪・標準報酬につき、事業主から届出等はあったにもかかわらず、年金記録が誤っていると判断されるもの。</p>   | <p>○ 事業主が被保険者資格の届出を行っていない等により、厚生年金保険法による対応ができない場合であり、<br/>                     ○ 事業主が保険料を控除した事実があるにも関わらず、保険料納付義務を履行したことが明らかでないケース<br/>                     ※ 厚生特例法事案について記録訂正を行うためには、第三者委員会の「意見」が必要。</p>   |
| 記録訂正の方法 | <p>○ 第三者委員会において、申立事案についての調査・検討を踏まえ、年金記録の訂正に関する判断を行う。</p> <p>○ 「記録回復基準」に該当するものについて、第三者委員会での調査審議を行うことなく、年金事務所段階で記録の訂正を行う。<br/>                     ※ 「記録回復基準」は、これまでの第三者委員会の先例を踏まえ、第三者委員会で調査審議を行った場合に「あっせん」されると考えられる事案の要件を明らかにするもの。</p> | <p>○ 現行は、厚生年金特例法事案については、全て第三者委員会での個別の調査審議（上欄）により対応しており、年金事務所段階での記録訂正は行われていない。</p> <p style="text-align: center;"><b>今般の検討課題</b></p> <p>○ 「包括的意見」に該当するものについて、第三者委員会での調査審議を行うことなく、年金事務所段階での記録の訂正を行えるよう、年金局と第三者委員会事務室の間で協議中。</p> <p>※ 「包括的意見」は、これまでの第三者委員会の先例を踏まえ、第三者委員会で調査審議を行った場合に、対象事案と判断されるような事案の要件を明らかにし、要件を満たすものにつき、包括的に「対象事案であるとの意見」を行うもの。</p> <p><b>【対象となり得る事案の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務実態及び保険料控除について物証（給与明細等）がある場合</li> <li>・ 同一企業グループ内の転勤で、一定の要件をみたすもの</li> </ul> |



一定の類型の厚生年金特例法事案について、第三者委員会から「包括的意見」をいただき、年金事務所において個別事案について適切に年金記録を訂正する仕組みについて（素案・未定稿）

○ 現在、第三者委員会によるあっせんは個別事案ごとに行われているが、年金記録問題の早期解決を図るため、第三者委員会は「〇〇という条件を満たす一定の事例については、年金事務所段階で記録訂正すべき」との包括的な意見を行うことも可能とする。

※ このような厚生年金特例法の解釈について、内閣法制局には基本的方向性について説明・了解済み。

○ 厚生労働大臣は、当該包括的意見の個別事案への当てはめを行い、年金記録の訂正を行うこととする。

※1 包括的意見の性質、それに基づく記録訂正の性質については、今後更に検討する必要がある。

※2 なお、厚生労働大臣の判断の結果、ある個別事案について、包括的意見に基づく年金記録の訂正がなされなかったとしても、別途、第三者委員会での調査審議によるあっせんを求めることは可能。

○ 記録回復のためには、法律上は厚生年金特例法のスキームに乗せることが必要となるため、このような形となるが、実際には、第三者委員会での調査審議を経ずに、年金事務所段階で、事実確認の上記録訂正を行う（職権訂正と同様の効果）ことになる。

※ 厚生年金特例法上の論点については、更に検討を行う。

○ よって、例えば、「月末得喪事案」や「賞与届出漏れ事案」といった「一定の類型化が可能で大量の申出が予想される事案」について、類型化を行うことが可能となれば、第三者委員会が個々の事案の調査審議・あっせんを行う必要がなくなり、その負担が大きく軽減されることになるとともに、年金事務所での事実認定に基づき年金記録の訂正を行うので、迅速な年金記録の訂正につながると考えられる。